

國學院大學學術情報リポジトリ

Nihon Shoki and Research on Regional Histories :
The Kuni no Miyatsuko of Naga and His Territory
: Special Issue : The Present State and Future of
Research About the Nihon Shoki

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Mori, Kimiyuki メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000606

地域史研究と『日本書紀』

—長国造とそのクニを考える糸口として—

森 公章

はじめに

『日本書紀』は帝記・旧辭、諸氏族の伝えた物語の記録、地方に伝えた物語の記録、政府の公の記録、個人の手記・覚書、寺院の縁起、百濟など朝鮮諸国の記録、中国の史書など様々な素材をもとに作成されたものと考えられており、律令国家成立以前の我が国の歴史を考究する基本史料となっている。小稿では史料が少ない各地域の歴史を復原する材料、糸口としての有用性に着目し、副題の問題を検討してみたい。

糸口となる史料は、次の記載である。

a 『日本書紀』允恭十四年九月甲子条

天皇獨_レ于淡路島。時麋鹿猿猪莫莫紛紛、盈_レ于山谷、焱起蠅散。然終日以不_レ得_レ獲_レ一物。於是、獨止以更卜矣。島神崇曰、不_レ得_レ獸者、是我之心也。赤石海底有_レ真珠。其珠祠_レ於我、則悉当_レ得_レ獸。爰更集_レ処処之白水郎、以令_レ探_レ赤石海底、海深不_レ能_レ至_レ底。唯有_レ一海人、曰_レ男狭磯。是阿波国長邑之海人也。勝_レ於諸海人、好深探。是腰繫繩入_レ海底、差頃之出曰、於_レ海底有_レ大蜺、其処光也。諸人皆曰、島神所_レ請之珠、殆有_レ是蜺腹乎。亦入而探_レ之。爰男狭磯、抱_レ大蜺而

泛出之。乃息絶以死_二浪上_一。既而下_レ繩測_二海深_一六十尋。則割_二腹腹_一。実真珠有_二腹中_一。其大如_二桃子_一。乃祠_二島神_一而獨之、多獲_レ獸也。唯悲_レ男狹磯入_レ海死_レ之。則作_レ墓厚葬。其墓猶今存之。

a では天皇が淡路島で狩猟を行った際に全く獲物を得ることができず、これは島神の祟りであることが判明したので、赤石海底の真珠を奉納することになり、処々の白水郎が集められたが、誰も海底に至ることができなかったという。そこで、「阿波国長邑之海人」男狹磯という者が登場し、見事に使命を果たして真珠を奉納することができたが、男狹磯は「息絶以死_二浪上_一」となったのである。彼は「勝_二於諸海人_一、好深探」と評されており、この長邑_二阿波国那賀郡_一の海人は著名であったと考えられ、a は帝紀・旧辞ないしは地方に伝えた物語の記録の一端を示すものと言えよう。

以下、この記事の背景となる阿波地域の動静を考察するとともに、那賀郡地域の物語が『日本書紀』に採択された歴史的背景を探っていきたい。

一 国造制とは

まず阿波地域の豪族を考へる上で、『先代旧事本紀』卷十一「国

造本紀」を繙くと、二つの国造が存したことが記されている。

粟国造。輕嶋豊明御世、高皇靈尊九世孫千波足尼定賜国造。
 長国造。志賀高穴穗朝御世、觀松彦色止命九世孫韓背足尼定賜_二国造_一。

粟(阿波)国造は応神朝、a に関わる那賀郡地域と関連すると思しき長国造は成務朝の任命とあるが、成務朝に関しては「古事記」成務段の「定賜_二大国・小国之国造_一。亦定賜_二国々之堺及大県・小県之県主_一也」、「日本書紀」成務五年九月条の「令_レ諸国、以_二国郡立造長_一、県邑置_二稻置_一、並賜_二楯・矛_一以為_レ表。則隔_二山河而分_二国県_一、隨_二阡陌以定_二邑里_一」とあるのに対応し、崇神朝の四道將軍派遣→景行朝のヤマトタケルの遠征と天皇の巡幸をふまえて、地方行政区画が成立したとする記紀の歴史像によるものである。「国造本紀」ではこの成務朝に任命されたとされる事例が多く、応神朝も記紀では神功皇后の「三韓征討」をふまえて、海外との通交が本格化し、国内統治が深化される時期とされ、「国造本紀」でも応神朝の任命例が散見する⁽¹⁾。

神武紀には倭・葛城国造の任命があり、国造制は倭王権成立の当初から、少なくとも各地に巨大な前方後円墳が築造され、畿内ヤマトを中心とする前方後円墳体制が確立する五世紀には

存在した地方制度と考えられてきた。しかし、近年では埼玉県行田市稲荷山古墳出土鉄剣銘などの金石文や『宋書』倭国伝に登場する倭の五王の外交と内政、朝鮮半島諸国との国際関係の検討が深化され、記紀批判の進展も相俟って、国造制の成立時期については、西日本では五二七～五二八年の筑紫君磐井の乱平定や六世紀前半の加耶地域をめぐる百濟と新羅との抗争への介入のための瀬戸内航路確保に関連した凡直国造制の存在と「在安羅諸倭臣等」(「任那日本府」)の崩壊による吉備地域の制圧などを指標として、六世紀中葉頃、東日本では六世紀中葉の地方豪族服属記事の存在(『日本書紀』安閑元年四月癸丑条〔上総〕、閏十二月是月条〔武蔵〕、欽明三十一年五月条〔越〕など)と『日本書紀』崇峻二年七月壬辰朔条「遣近江臣滿於東山道」使觀蝦夷国境、遣穴人臣屬於東海道使觀東方滨海諸国境、遣阿倍臣於北陸道使觀越等諸国境」⁽²⁾によって、六世紀後半と見るのが有力になっている⁽³⁾。

五世紀の一次史料である稲荷山鉄剣銘や熊本県玉名郡和水町江田船山古墳出土大刀銘によると、上祖オオヒコータカリスクネーテシカリワケータカハシワケータサキワケーハテヒーカサハヨーヲワケコの系譜を有する膳臣などの中央豪族と目される杖刀人首の下に武蔵地域の豪族が杖刀人として上番し、奉事典

曹人のムリテの下に九州の豪族が仕える様子は看取されるものの、ヲワケコやムリテのような中央豪族でさえ、尊称的称号を有する父祖はいるが、未だウジ名やカバナなど、中国的な姓名は確立しておらず、職務を介した譜第的な関係やそれに基づく姓(セイ)は未成立であったと思われる⁽³⁾。江田船山大刀銘では銘文を起草した中国系渡来人の張安のみが姓名を有し、ムリテや作刀者イタワなどは「名」であると注釈されねばならなかったのである。倭国における確実な氏姓の存在は、六世紀中葉頃とされる島根県松江市岡田山一号墳出土大刀銘の「各田ア臣」(額田部臣)であり、これは欽明天皇皇女で後に推古女帝として即位する人物の幼名額田部皇女に関わるもので、その資養を担当する中央豪族額田部連が管理する額田宮の経営に参画する地方豪族の存在形態を示している。

この間、稲荷山古墳に始まる埼玉古墳群を築造した武蔵北部の有力豪族は、安閑紀の武蔵国造の地位をめぐる争いの中で、倭王権の力を借りてこの紛擾に勝利し、武蔵国造に任命されるとともに、杖刀人の系譜を引く文部として、大王宮の職務分掌や皇子女の諸王宮に奉仕して資養を負担する名代・子代などの部民制に組み込まれる形で、恒常的な仕奉関係が確立し、文部直という氏姓を与えられるものと考えられる。ここで全国の国

表1 クニ・国造とその氏姓

- A 倭：倭直、葛城：葛城直、關鷄：都祁直、山代：山代直、河内：凡河内直／伊勢：伊勢直、神郡：磯部直、嶋津（志摩）：嶋直／三野：美濃直、角鹿：角鹿直／丹波：丹波直、海直／明石：海直、針間：播磨直、佐伯直、針間嶋：針間国造、大伯：吉備海部直／紀：紀直、熊野：熊野直
- A' 伊賀：伊賀臣、尾張：尾張連、三河：三河直・大伴直、穗：穗別／近淡海：近江臣、近淡海之安：安直、額田：額田国造、本巢：国造、飛驒：飛驒国造／若狭：膳臣、江沼：江沼臣、能登：能登臣、伊弥頭：射水臣／因幡：因幡国造、伯耆：伯耆造（?）、出雲：出雲臣、石見：伊福部直（?）、意伎：海部直・大私直／吉備：吉備臣（上道：上道臣、三野：三野臣、下道：下道臣、加夜：賀陽臣、笠臣：笠臣）、吉備穴：阿那臣、都怒：角（都努）臣
- B 吉備中県：中県直（三使部直）、安芸：安芸凡直、大嶋：凡海直、周芳：周芳凡直、穴門：穴門直・長門凡直／淡路：淡路凡直、粟：粟凡直、長：長直、讃岐：讃岐凡直、伊予：伊予凡直、久味：久米直、小市：越智直、風早：風早直、土佐：土佐凡直、波多：秦姓（?）／大隅：大隅直、伊吉嶋：壹岐直、津嶋県：直
- C 遠江：檜前舍人・物部、久努：久努直、駿河：金刺舍人、伊豆：日下部直、甲斐：甲斐直・日下部直・三枝直・大伴直、相武：壬生直・漆部直、師長：壬生直、武蔵：丈部直（大部直）、知々夫：大伴直（?）、安房：大伴直、長狭：壬生直、須恵：日下部使主・日下部連、馬來田：?、上菟上：檜前舍人直・刑部直、伊甚：春部直・伊甚直、武社：武射臣、菊麻：丈部直、千葉：大私部直、印波：丈部直・大生直（壬生直）、下菟上：他田日奉部直、新治：新治直、筑波：丈部直・壬生連、茨城：茨城直・壬生連、仲：宇治部直・壬生直、久自：?、多珂：君子部臣／科野：科野直・他田舍人・金刺舍人、那須：那須直、石城：石城直、道口（尻）岐閉：?
- D 廬原：廬原君／牟義：牟義郡君、上毛野：上毛野君、下毛野：下毛野君／加我（宜）：道君、羽咋：羽咋君、越：高志君／多遲間：但馬君・日下部宿禰／吉備風治：吉備品遲君、阿武：阿牟君／筑紫：筑紫君、竺志米多：米多（未多）君、豊：豊国直、菟狭：宇佐君、国前：国前臣、比多：日下部連・日下部君、大分：大分君、火：火（肥）君、阿蘇：阿蘇君・宇治部公、葦北：葦北君、日向：諸県君、薩摩：薩摩君

（備考）A・A'…畿内とその周辺、B・C…カバネの大半は直（B…凡直／C…伴造的国造が多い）、D…君姓。配列は便宜上後の五畿七道の順になっている（／は畿内以東の地域と以西の地域の区分を示す）。氏姓が不明でも（比定氏姓に確認がないものは（?）を付し、比定氏姓に全く材料がないものは、氏姓のところには?のみを掲げた）、周辺の国造との関係で、この区分の中に入れたものもあるが、素賀国造、道興菊多国造・阿尺国造・思国造・伊久国造・染羽国造・浮田国造・信夫国造・白河国造・石背国造、三国国造・久比岐国造・高志深江国造・佐渡国造、二方国造、波久岐国造、怒麻国造、松津国造・末羅国造・葛津立国造・天草国造は表示できなかった。

造の氏姓を一覧すると（表1）、東国にはこうした部民の統括者として部姓を名乗る事例、伴造的国造として、国造自らがトモの奉仕・資養を担う場合が多く存する。

一方、西国の国造は地名を姓とする事例が多く、上掲の岡田山大刀銘が存する出雲では、国造は出雲臣で、律令制下にも本拠地である意宇郡を中心に出雲国の複数の郡司として存続している。額田郡に隣接する大原郡の少領として見えるが、

国造出雲臣よりは下位の豪族であった。ただ、出雲国の郡領氏族は出雲臣と同じく臣姓を持つ者が多く、例えば神門郡の神門臣は出雲臣と同族とされる（『新撰姓氏録』右京神別上・神門臣条）。『出雲国風土記』出雲郡健部郷条には、神門臣古禰が健部を管掌し、健部臣を称したとあり、後代の氏姓分布からは健部臣―健部首―健部の関係が推察できる。額田部に関して、額田部臣―額田部首―額田部の関係が抽出される。大原郡の郡領氏族となっている額田部臣は元来意宇郡を本拠とする国造出雲臣の同族で（配下の豪族が擬制的に同族化された可能性を含む）、額田部管掌を担当したものと解されるところであり、それ故に大刀も意宇郡から出土しているのであった。

なお、屯倉は辞典類ではなお倭王権の直轄地、倉を有するヤケを中心とする農業その他の王権の直接的経営の拠点と説明されることが多いが、「官家」と記す方が古く、敬意を示す接頭語「ミ」+「ヤケ」で、国造の中央政府に対する貢納の拠点としての性格が強く、屯倉には吉備の白猪・児島屯倉のように倭王権が国造支配のためにその拠点に置いたものと、国造の支配地域に部民制的貢納の拠点として存立していたものの二種類があると解せられる。⁽⁴⁾

二 阿波地域の豪族

以上、律令制的地方支配以前の国造制・部民制・屯倉制の概要とそれらが六世紀に成立する様相を整理した。なお、かつては国造制が五世紀に存在したと見る立場から、各地の前方後円墳と国造との関係が云々されていた。長国造の勢力圏には県下最大、四国でも香川県富田茶臼山古墳に次ぐ規模を誇る五世紀前半の墳長一〇五mの洪野丸山古墳が存する。しかし、この地域では古墳が継続的に造営される訳ではなく、むしろ六世紀後半の那賀川流域での古墳造営の方が長国造や後の郡司氏族につながるものとして重視すべきである。それ故に六世紀を画期と考えるのよいということになる。⁽⁵⁾

では、阿波地域の国造のあり方、長国造とそのクニの様態は如何であろうか。まず阿波国の氏姓分布を一覧すると（表2）、板野・名方郡には粟国造と関係する粟凡直氏が見え、郡領氏族として存続していた。凡直国造は安芸・周防・長門・淡路・阿波・讃岐・伊予・土左に置かれており、土左を除くと、紀氏などを介した倭王権による瀬戸内海交通の掌握や吉備氏の掣肘に重要な役割を果たすものであったと考えられ、阿波地域では北部

表2 阿波国の氏姓分布

板野郡…海部、安曇部、粟凡直・凡直、忌部、大伴部、百濟、宗何部、秦人、服・波多部

※延喜2年田上郷戸籍（『平安遺文』188号）

…飛鳥部、海部、粟凡直・凡直、忌部、伴、葛木、上主寸、許世部、宗我部、建部、錦部、秦、服部、物部、家部、矢田部

阿波郡…生田名首、鴨部、建部、丈部、物部、山人部

美馬郡…佐伯直

三好郡…仕直（→佐伯直）、播磨、忌部

麻殖郡…忌部宿禰、忌部連、忌部〔忌部郷〕

名方郡…阿（安）曇部（→宿禰）・安曇、海直（→大和連）、漢人部、粟凡直、忌部首、猪使、忍海部、語部、賀茂、日下部、酒人部、高安漢人、長谷、秦・秦人部、土師部、錦部、生王部、物部、家部、弓金、山部〔土師郷〕

勝浦郡…長直

那賀郡…阿曇部、漢人、百濟・百濟部、棕部（→曾祢連）、鷓甘部、酒見君、秦人、生部〔海部郷〕

（備考）〔 〕は部民制と関連する郷名の存在を示す。



図1 阿波国関係略図

の阿波・板野・名方郡域を勢力基盤とする粟国造の方が凡直国造に選定されたようである。国造は律令制下にも存続し、阿波国のように複数の国造がいた国では令制国では一氏になるように何らかの淘汰が行われたようであるが、国司や郡司だけでは充分に実現できない地方支配の様々な役割を果し、八世紀末〜九世紀初頃まで実質的な意味があったと目される。阿波国では阿波国造碑の粟凡直弟臣が阿波国造と名方郡大領を兼帯しており、その後も板野郡出身の采女若子（『大日本古文書』十二〜二六五）、出身郡不明の豊穂（『続日本紀』延暦二年十二月甲子辰条）と、粟凡直氏の国造就任が続いている。

一方、長国造は勝浦郡に長直姓者が見え（『続日本紀』宝龜四年五月辛巳条）、系図史料であるが、那賀郡の郡領にも長直が知られるので、阿波地域南部の勝浦・那賀郡を拠点とし、氏姓は長直であったと考えられる。その他、吉野川中・上流域の山間部には、三好郡の少領に仕直（↓佐伯直）が見え（『日本三代実録』貞観十二年七月十九日条）、三好郡が分立した（貞観二年三月二日条）本郡である美馬郡にも佐伯直姓者が分布している。三好郡には忌部姓の郡司も知られ（『平安遺文』一二八八号）、系図史料であるが、阿波・麻殖郡の郡領氏族は忌部連とされ、特に麻殖郡は『古語拾遺』に記された阿波国忌

部の拠点と目されることである。

阿波国の古墳分布は①吉野川中流域（三好・美馬・麻殖）、②吉野川下流域と鮎喰川流域（板野・阿波・名方）、③勝浦・那賀川流域と海岸部地域（勝浦・那賀）に分かれ、こうした三地域は上記の氏姓分布の特色とも符合するものであって、律令制成立以前からの②阿波国造粟凡直氏、③長国造長直氏の支配領域や①阿波忌部・佐伯部の設置（『日本書紀』景行五十一年八月壬子条、『新撰姓氏録』右京皇別下・佐伯直条）といった勢力分布とつながるのであろう。

三 長国造の役割

長国造長直とそのクニの役割を考える上で、『延喜式』巻七踐祚大嘗祭に記された由加物の進上や戸座の貢進は興味深い材料である。

b 『延喜式』巻七踐祚大嘗祭・由加物

凡応^レ供^レ神御由加物器料者（神語号^三雜贄^一、同為^三由加物^一）、
九月上旬申^レ官、差^三卜部三人^一遣^三三国^一、先大祓後行事。料馬
一疋、大刀一口、弓一張、箭廿隻、鍬一口、鹿皮一張、庸布一
段、木綿八両、麻一斤、鯁・堅魚・海藻・滑海藻各二斤、塩一

升、米・酒各二斗（已上当郡所輸）。馬一疋、大刀一口、弓一張、箭廿隻、鍬一口、鹿皮一張、庸布一段、木綿・麻各一斤、堅魚・鰻各四斤、海藻・滑海藻各四斤、酒・米各四斗、塩四升（已上阿波国麻殖・那賀両郡所輸）。其供神幣物并作具及潜女衣料（人别布一丈四尺）、並以三大藏物充。但粮以当国正税給。人别日米二升（紀伊七日、阿波十日）。其物送了、卜部監送齋場、分付两国。但阿波国献麩布・木綿付神祇官。紀伊国所献薄鰻四連、生鰻・生螺各六籠、都志毛・古毛各六籠、螺貝焼塩十顆。並令賀多潜女十人量程探備。其幣五色薄繩各一尺、倭文一尺、木綿・麻各五兩、葉薦一枚、潜女所須鑿十具・刀子二枚。淡路国所造瓮廿口（各受一斗五升）、比良加一百口（各受二斗）、埴二百口（各受一斗）。其幣五色薄繩各三尺、倭文三尺、木綿・麻各一斤、葉薦一枚、作具鑿・斧・小斧各二具、鎌二張。造訖使当国凡直氏一人着木綿鬘執賢木引導。阿波国所献麩布一端、木綿六斤、年魚十五缶、蒜英根合漬十五缶、乾羊蹄・蹲鴟・橘子各十五籠（已上忌部所作）、鰻卅五編、鰻鮓十五埴、細螺・棘甲贏・石花等并廿埴（已上那賀潜女十人所作）。其幣五色薄繩各六尺、倭文六尺、木綿・麻各二斤、葉薦一枚、作具鑿・斧・小斧各四具、鎌四張、鑿十二具、刀子四枚、鉞二枚、火鑽三枚、並令忌部及潜女等量程造

備。凡紀伊・淡路・阿波三国造由加物使、向京之日、路次之
国掃道路祇承。

c-1 職員令神祇官条集解古記所引官員令別記
戸座三人、吉備前国一口、阿波国一口、齋宮一口。各給養丁
一口如常。

c-2 『類聚三代格』卷一天平三年六月二十四日勅

勅。戸座、阿波国（阿曇部、壬生、中臣部。右男帝御宇之時供奉）、備前国（壬生、海部、壬生首、壬生部。右女帝御宇之時供奉）、備中国（海部首、生部首、笠朝臣。右皇后宮供奉）。以前戸座等給時服料（各人別橡繩一疋、綿六屯、夏人別橡繩三丈）・月料（人别三十六升）。

c-3 『延喜式』卷三臨時祭・戸座条

凡戸座取七歳已上童男卜食者充之。若及婚時、申弁官充替。

戸座は宮中の竈神に奉仕する童男で、天皇の代替り毎に貢進させるものであり（その他、c-3によると、本人の「長体」による交替もある）、『神祇官年中行事』の大嘗祭の項に「阿波国荒妙神服使一人、由加物使一人、戸座童使一人、神部二人」とあるように、大嘗祭に伴う一連の諸行事の中に位置づけられていた。c-1・2によると、阿波国が男帝即位の際に戸座を

貢進することは大宝令制に定められており、その淵源は不詳であるが、大嘗祭の由加物進上ともども、令制以前に遡ることが推定されよう。戸座を出すのは、阿曇部・壬生・中臣部であるとい、中臣部は不明であるが、阿曇部・壬生姓者は板野郡・名方郡と那賀郡に見え、阿波国造と長国造の勢力基盤に分布していたことがわかる。したがってここに長国造の役割を考える手がかりがあると言えよう。

次に由加物進上であるが、阿波国については「已上阿波国麻殖・那賀両郡所_レ輸」とあり、一郡だけから出す紀伊・淡路と比べると、阿波国の料物は堅魚・鯨以下が二倍の額になっているから、これは二郡の担当に対応したものと解することができる。阿波国は忌部の存在によって、鹿布・木綿を神祇官に貢上するという特別な役割が課せられており、これは①の麻殖郡地域が担うべきものであった。忌部が貢上するという年魚以下の品々も、吉野川中流域と山間部から収取可能であったと思われる。次に③の那賀郡地域には那賀潜女なる集団があり、紀伊国海部郡賀太郷の賀太潜女と同様に、海産物を貢進している。男女の違いはあるが、ここで「はじめに」で掲げた a との関係が想起されてくることになる。表 2 によると、当郡には海部と関係の深い阿曇部があり、また那賀郡には海部郷も存した。その他、

表 2 には鵜甘部というやはり漁撈に従事する特異な人々も見え、那賀郡の立地に応じた役割を果たしていたと考えられる。なお、a が淡路での出来事である点に注目すると、当地は「淡路之海人」(仁徳即位前紀)、「淡路野嶋之海人」(履中即位前紀)の本拠地であり、これらの海人は阿曇連の管掌下にあつたので、a は『日本書紀』持統五年八月辛亥条で「其祖等墓記」を進上した十八氏の中に見える阿曇氏に関わる伝承として取り上げられたという要素も考慮しておきたい。

『日本書紀』欽明十七年十月条には紀伊国に海部屯倉を置く記事があり、これは海部郡に所在したもので、賀太郷には海部姓者の分布が知られる(『平城宮木簡』三三四・四二八・二七〇七号など)。阿波地域に関しては安閑二年五月甲寅条の二六屯倉設置の中に「阿波国春日部屯倉」が見え、『阿波志』は那賀郡羽ノ浦町宮倉に比定しており、隣接して春日の地があるという。とすると、長国造は春日部の管理者として春日部屯倉を通じて「春日」を称する皇子女(例えば安閑天皇の皇后春日山田皇女)に資養物や労働力などを貢上し、また大嘗祭にも貢納されるような豊かな海産物を進上していたと考えることができよう。ここに a に「長邑之海人」が登場する所以の一端があると思われる。

- d 『平城宮木簡』四〇三号
板野郡牟屋海
阿波国進上御贄若海藻壹籠 190・19・6 031
『平城宮木簡』二一八三号
阿波国那賀郡中男海藻六斤 和射 242・23・5 031
- f 『平城宮発掘調査出土木簡概報』二十二―三九頁
天平七年
阿波国那賀郡幡羅郷海部里戸主阿曇部大嶋戸同部若万呂調 〓
御取鯁「六斤 十月」 277・18・4 031
- g 『平城宮発掘調査出土木簡概報』十九―二五頁
天平七年十月
阿波国那賀郡武芸駅子戸主生部東方戸同部毛人調堅魚六斤 287・22・6 031
- h 『平城宮発掘調査出土木簡概報』十九―三二頁
「平七」
阿波国那賀郡薩麻駅子鵜甘部□麻呂戸同部牛調堅魚六斤 261・24・5 031
- 奈良時代の平城宮・京跡出土の木簡には阿波国からの様々な貢納品が知られる。dは②地域の板野郡からの若海藻の進上で、

御贄として最高級の品が献上されたものと思われる。産出した海の名まで記されているブランド品であった。こうした産出地を記したブランド品の事例はいくつかの地域で知られているが、eには那賀郡についても和射郷を示す地名が記されたものが見られる。fには鯁、g・hには堅魚の進上があり、『延喜式』の阿波地域からの貢納品(表3)のうちの海産物の多くは那賀郡からのものと解することができる。そこには那賀潜女や海人の伝統、それらを統括する長国造以来の当該地域の役割が反映されていると思われる。

その他、国造には『日本書紀』推古十年二月己酉条「来目皇子為_F撃_F新羅_F將軍_F。授_F諸神部及国造・伴造等、并軍衆二万五千人」に見られるような、外征に従事する国造軍の人員を供出する役割もあった。特に海に通暁した海部は朝鮮諸国との通交に差発される例があり(仁徳即位前紀〔淡路之海人〕、敏達二年五月戊辰条〔吉備海部直〕など)、奈良時代の藤原仲麻呂の征新羅計画でも阿波国を含む南海道や山陽道諸国に造船や水手が賦課されている(続日本紀「宝字五年十一月丁酉条」)。以上を要するに、長国造とそのクニには倭王権の中で相応の役割があり、様々な形で参画を求められたとまとめることができよう。

表 3 『延喜式』に見る阿波地域からの貢納品

主計上式

調：両面 5 疋、四點羅 2 疋、一窠綾 9 疋、二窠綾 5 疋、七窠綾 4 疋、薔薇綾 4 疋、白絹 40 疋、緋糸 55 鈞、緑糸 20 鈞、縹糸 20 鈞、白糸 5 鈞、練糸 250 鈞、糸 1500 鈞 (夏調)

御取鯉 200 斤、細割鯉 333 斤、横串鯉 39 斤、堅魚 535 斤 8 兩、「自余輪絹・糸」

庸：白木韓櫃 12 合、「自余輪米」

中男作物：紙、黄檗 300 斤、亀甲 13 枚、苦、麻子、閉弥油、櫻椒油、胡麻油、短鯉、猪脯、久患臘、鯉腸漬、鯨鯢、鯨年魚、煮塩年魚、雜魚鮓、海藻、鹿角菜、凝海藻

民部下式

年料別貢雜物：筆 80 管、紙麻 70 斤、斐紙麻 100 斤、馬革 10 張

貢蘇：第六番 (子・午年) 10 壺 (4 口各大 1 升、6 口各小 1 升)

交易雜物：絹 300 疋、白絹 12 疋、油 1 石 4 升、亀甲 6 枚、鹿皮 10 張、粟 20 石、小豆 16 石、秣料大豆 80 石、胡麻子 4 石、小麦 70 石、凝菜 7 斗、青苔 20 斤、海藻根、於期菜 6 斗、鹿角菜 2 石、苦 25 枚、櫃 2 合、醬大豆 22 石、「隔三年進醬大豆 5 石」

宮内省

諸国例貢御費：甘葛煎、甘子

大膳職

諸国貢進菓子：柑子 2 輿籠 (数 400 顆)、甘葛煎 1 斗 5 升

典藥寮

諸国進年料薬：33 種を貢上

i 『統日本紀』宝亀四年五月辛巳条
阿波国勝浦郡領長費人立言、庚午之年、長直籍皆著「費之字」
因_レ茲、前郡領長直救夫、披訴改_ニ注長直_一。天平宝字二年、国
司從五位下豊野真人篠原、以_レ無_レ記驗_ニ更爲_ニ長費_一、官判依_レ庚
午籍_ニ爲_レ定。又天下氏姓青衣爲_ニ采女_一、耳中爲_レ紀、阿曾美爲_ニ
朝臣_一、足尼爲_ニ宿禰_一。諸如此類、不_レ必從_レ古。

但し、それ以降の文献史料には長国造の領域と目される勝浦・
那賀郡が登場する例は僅少であり、i が知られるくらいである。
i は最初の全国的戸籍である庚午年籍 (六七〇年) が阿波地域
でも作成されていたことを示すもので、「直」は古くは「費直」
と記したので、庚午年籍ではその用字になっていたことを教え
てくれる。同様に粟凡直も「費直」と表記されていたらしく、
改訂を申請している (景雲元年三月乙丑条。ここではまた「長
直籍」とあり、庚午年籍では氏族別の造籍がなされていたこと
が窺われ、興味深い¹⁾。国造から評司、郡司へとつながる長国造
の動向を知る材料として留意しておきたい。

むすびにかえて

小稿では『日本書紀』の一つの記事を手がかりに、考察材料

が少ない長国造とそのクニの実像を検討してみた。地域史を考える史料は僅少であり、出土文字資料などの出現に期待される面が大きい。既存の史料とその周辺を探ることで、もう少し考察を深める可能性があることを示した。aの採択理由についてはいくつかの可能性を指摘するに留まるが、『日本書紀』の様々な要素や古代地域史研究の史料としての有用性を強調しつつ、拙い稿を終えることにしたい。

註

- (1) 篠川賢「国造本紀」の再検討」(『日本古代国造制の研究』吉川弘文館、一九九六年。
 (2) 拙稿「国造制と屯倉制」(『岩波講座日本歴史』二、岩波書店、二〇一四年)。
 (3) 稲荷山鉄剣銘文の「ヲワケコ」の訓みについては、東野治之「七世紀以前の金石文」『大和古寺の研究』(塙書房、二〇一一年)、ヲワケコ・ムリテを中央豪族と解する点に関しては、鈴木靖民「百濟の府官制と全羅南道の前方後円墳」(『倭国史の展開と東アジア』岩波書店、二〇一二年)、白石太一郎「考古学からみたワカタケル大王とその時代」(『ワカタケル大王の時代』大阪府立近つ飛鳥博物館、二〇一五年)、拙稿「五世紀の銘文刀剣と倭王権の支配体制」(『東洋大学文学部紀要』史学科篇三八、二〇一三年)などを参照。
 (4) 拙稿「吉備白猪・児島屯倉と屯倉制」(『古代国家と天皇』同成社、二〇一〇年)。
 (5) 拙著『古代豪族と武士の誕生』(吉川弘文館、二〇一三年)。

(6) 拙稿「律令制下の国造に関する初步的考察」(『古代郡司制度の研究』吉川弘文館、二〇〇〇年)。

(7) 拙稿「郡司表(稿)(第三版)」(『郡の世界』から国衙の支配への歴史の変遷に関する基礎的研究』平成二十六年度〜平成三十年度科学研究費補助金(基盤研究(C))研究成果報告書、二〇一九年)。

(8) 拙稿「古代阿波国と国郡機構」(『在庁官人と武士の生成』吉川弘文館、二〇一三年)。以下でもこの論考の知見を基本として説明していく。

(9) 渡辺見宏「都城跡出土の出雲・伯耆・因幡地域の荷札木簡」(『木簡研究』三七、二〇一五年)。なお、『播磨国風土記』美養郡志深里条の地名起源譚として、伊射報和氣命(履中天皇)が当地で信深貝を食した際に「此貝者、於阿波国和那散、我所食之貝哉」と述べたとあり、和那散は和射と天皇の食膳との関係が看取される。『阿波国風土記』逸文・奈佐浦条(『萬葉集註釋』卷第三所収)に「奈佐云由者、其浦波之者、無止時、依而奈佐云、海部者、波矣者奈等云」と見え、和射の地には奈佐浦があり、海部も居住していたようである。この点に関しては、古市晃「国家形成期における淡路の位置」(『国家形成期の王宮と地域社会』塙書房、二〇一九年)を参照。また長国造の祖については、古市晃「ワナサとミマツヒコ」(『古代史論聚』岩田書院、二〇一二年)を参照。

(10) 岸俊男「防人考」(『日本古代政治史研究』塙書房、一九六六年)。

(11) 拙稿「評の成立と評造」(註(6)書)。

【付記】

本稿は二〇一九年二月二四日徳島県小松島市ミリカホールでの「長国の埋蔵文化財 五周年記念シンポジウム」における報告をふまえて成稿したものである。